

山武市空家等対策計画
(素案) について

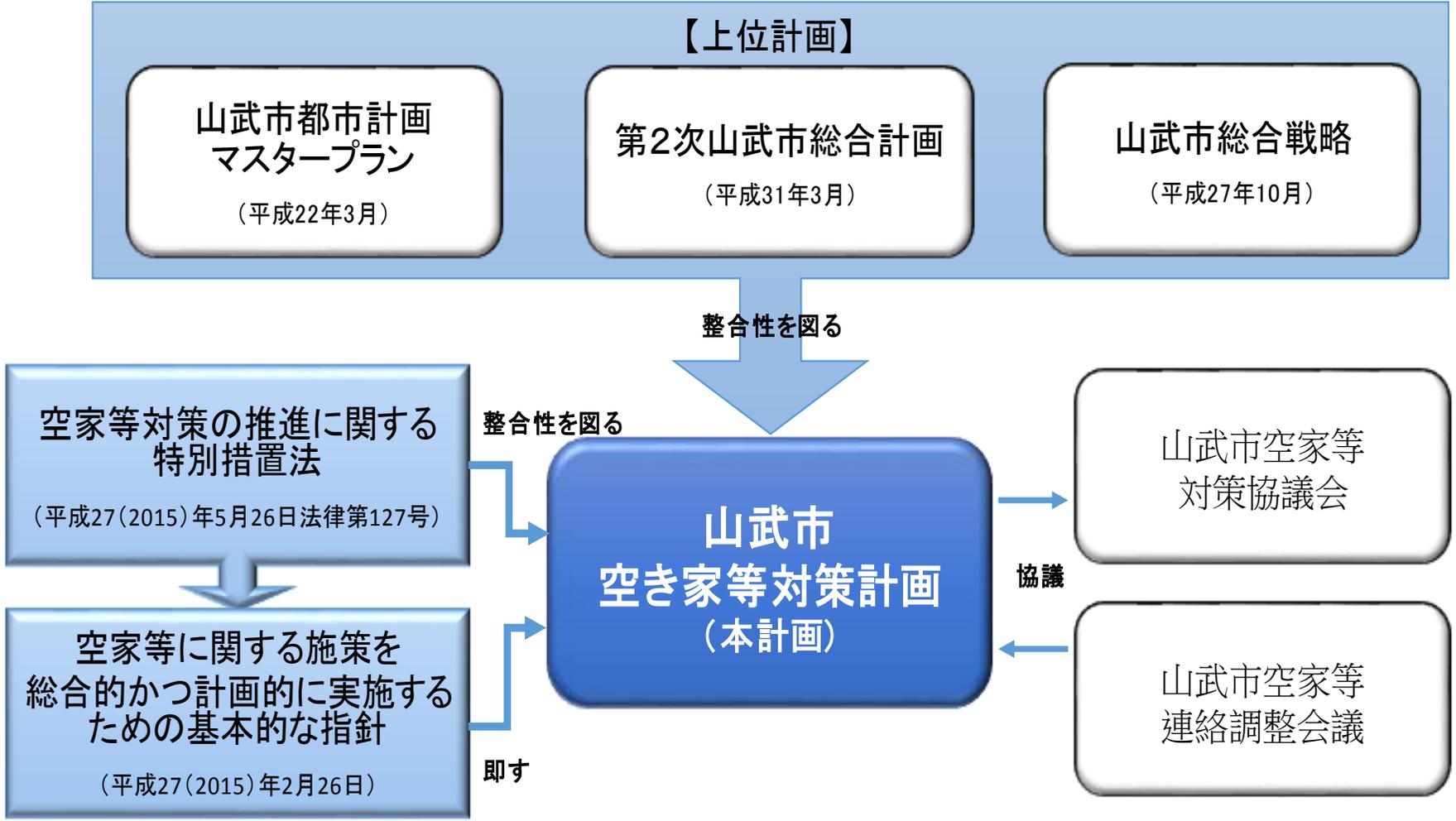
平成31年 1月11日

第1章計画の趣旨

◎空家等に対する取り組みの経過

年月		取り組み内容
平成27年	2月	千葉県すまいづくり協議会空家等対策検討部会を設置【県】
	5月	空家等の推進に関する特別措置法の完全施行【国】
平成28年	11月	空家等の情報を抽出開始
平成29年	8月	全国空き家対策推進協議会を設立【国】
	10月	空家等実態調査を開始
平成30年	11月	山武市空き家対策協議会で本計画の審議開始
平成31年	●月	「山武市空き家等対策計画」を策定

◎山武市空家等対策計画の位置づけ

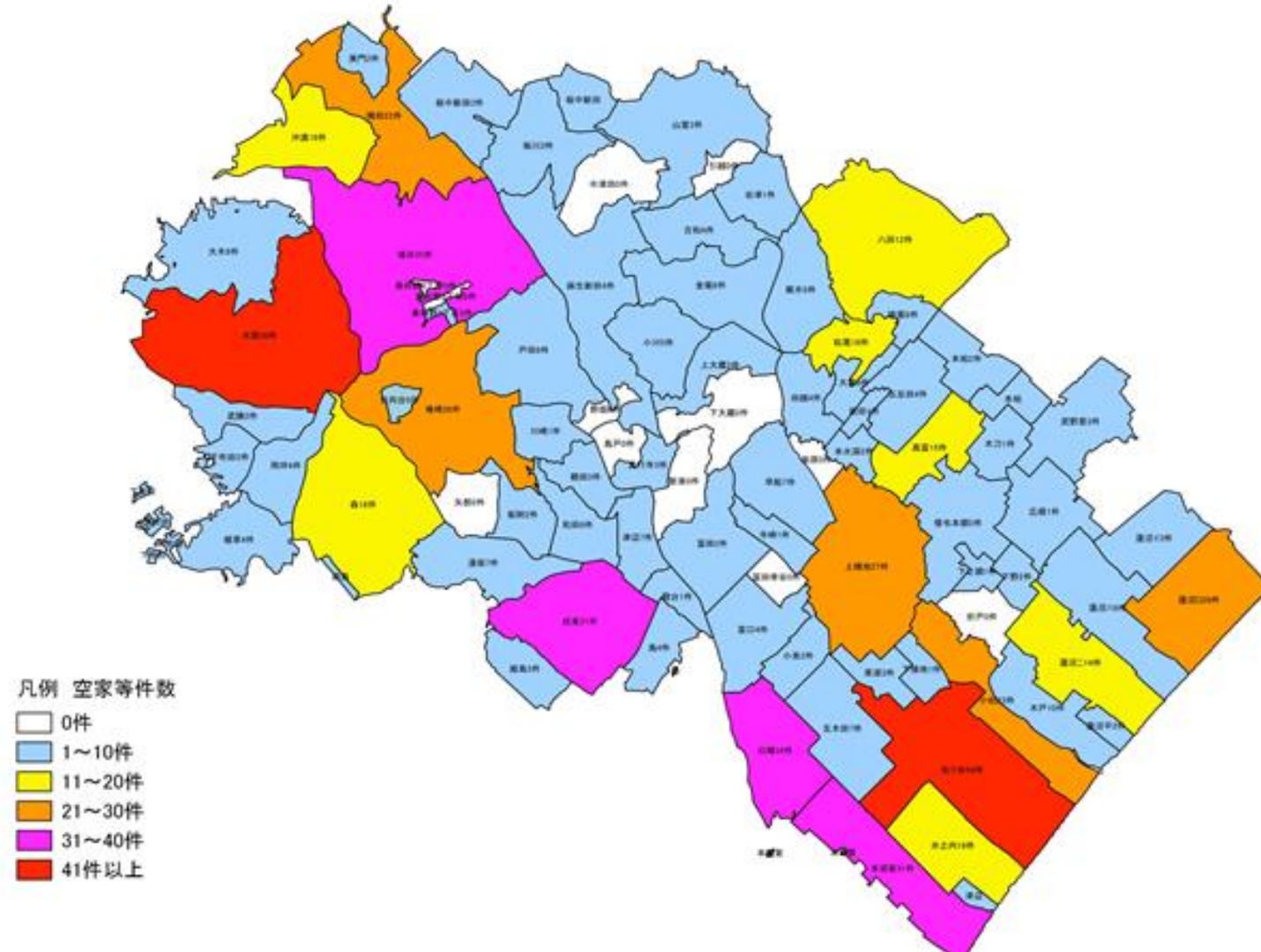


◎本計画における用語の定義

特定空家等・・・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

第2章空家等を取り巻く状況

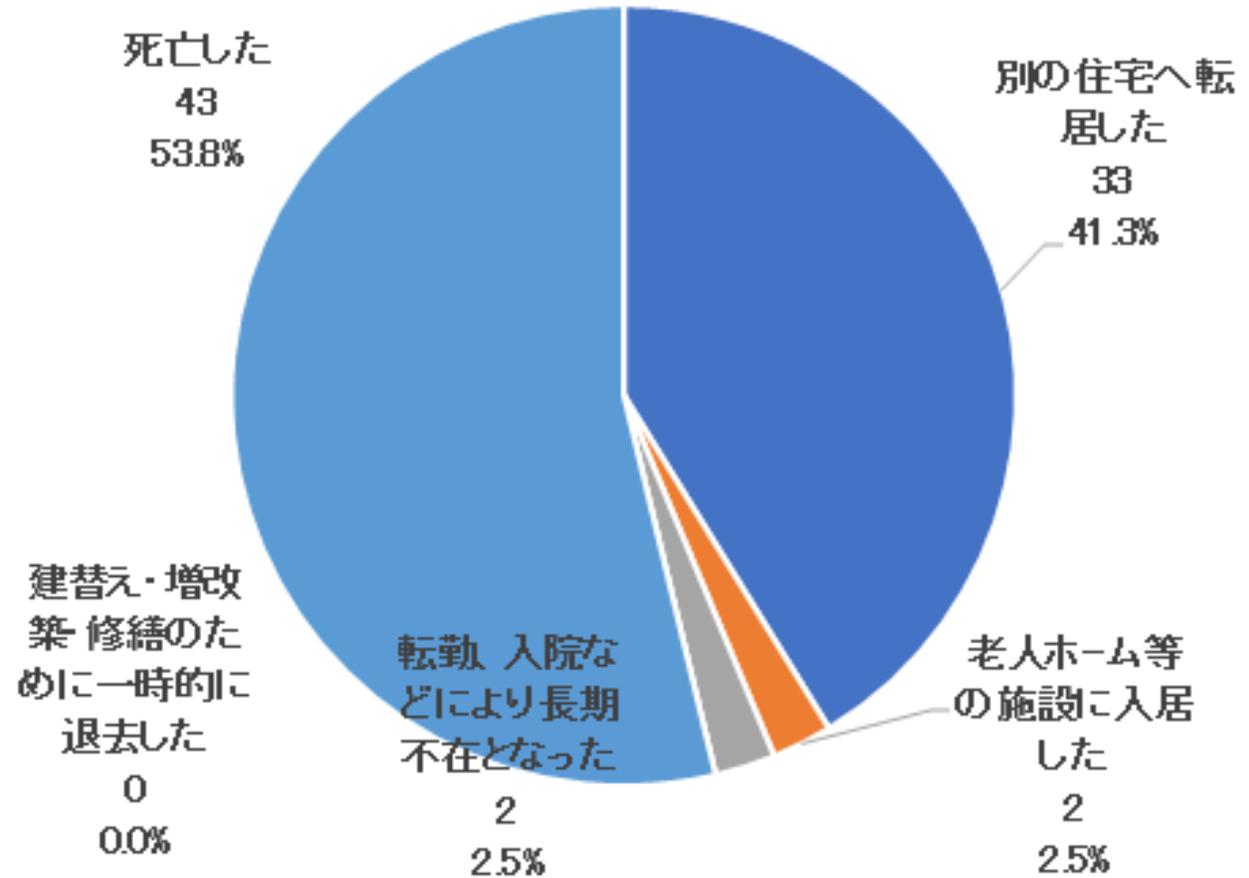
◎空家の分布状況



◎空家等評価

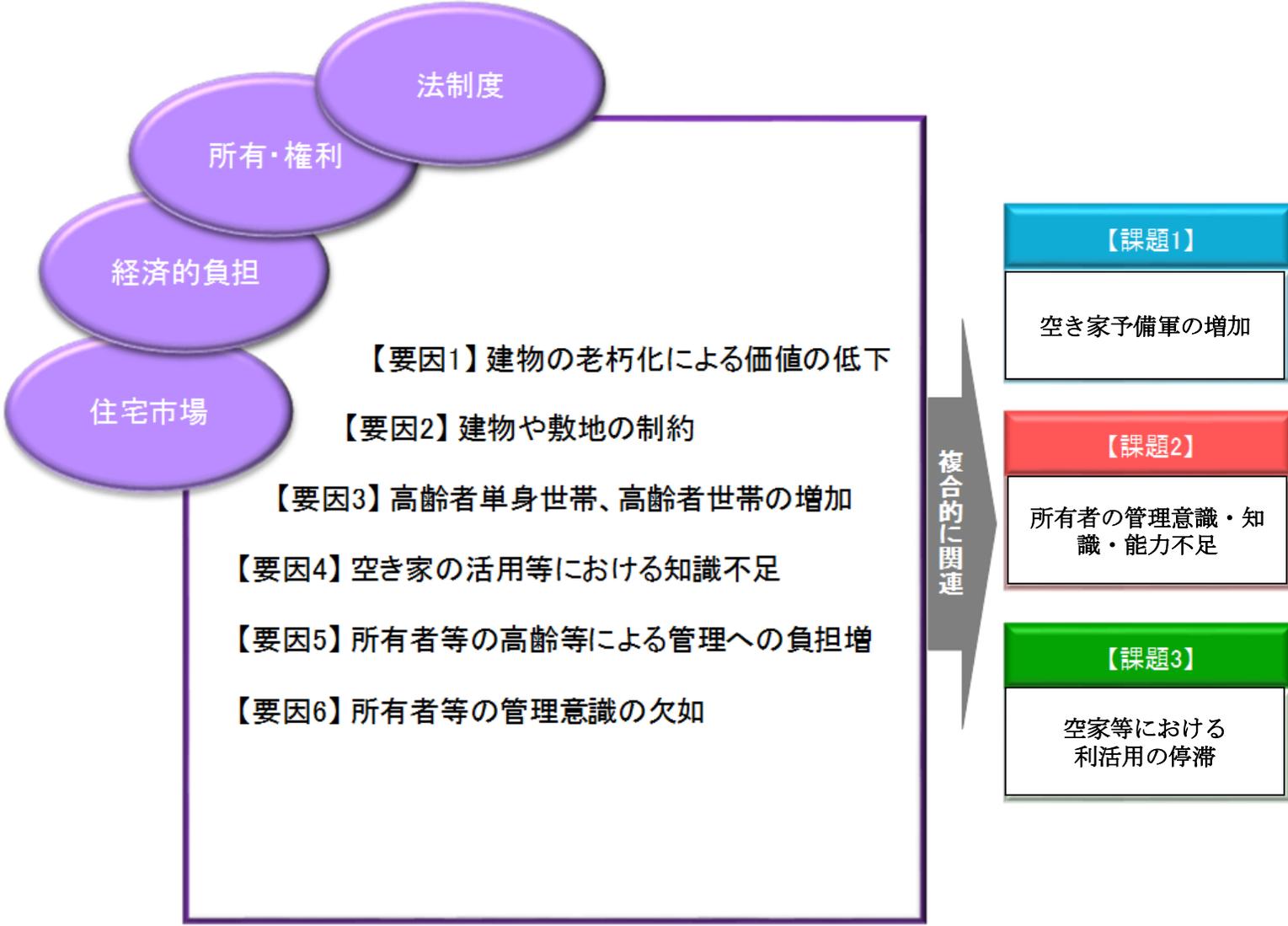
ランク	該当数	概要
A	184件 (27.0%)	利活用 建物の外観的不良がない、もしくは少なく、敷地周辺を含めて管理された状態にあるものであり、ほぼそのままの状態以利活用が可能なものが該当します。
B	226件 (33.2%)	要修繕 建物の外観的不良は見受けられるが、小規模の建物修繕や敷地周辺を改善することで、利活用可能な状態になるものが該当します。
C	188件 (27.6%)	要適正管理 適正な管理がされておらず、建物の外観的不良が複数箇所見受けられるが、中～大規模の建物修繕や敷地周辺を改善することで、利活用可能な状態になるものが該当します。
D	83件 (12.2%)	管理不全 建物の外観的不良が目立ち、大幅な建物修繕もしくは建替えや建物除却が必要な可能性が高く、敷地周辺の庭木・雑草繁茂や敷地内の山積物などの周辺住環境に影響を与える可能性があるものが該当します。ここに分類されるものが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」における「特定空家」の候補となる可能性が高くなります。

◎ 人が住まなくなった理由



第3章空家等を取り巻く課題

◎山武市の空家の要因及び課題



第4章空家等に対する方針及び施策

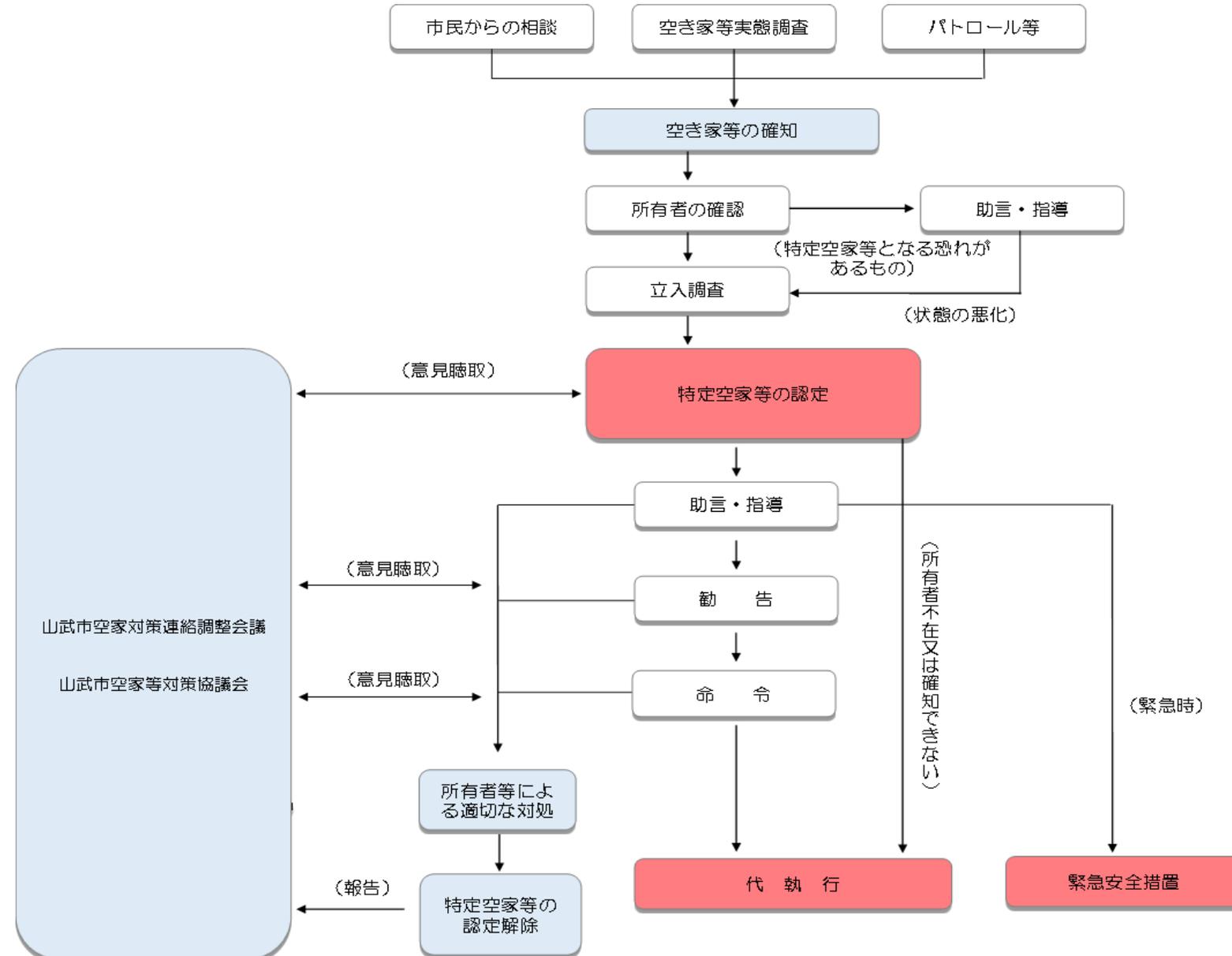
◎山武市の空家等に対する方針

方針 1 空家の発生抑制・予防

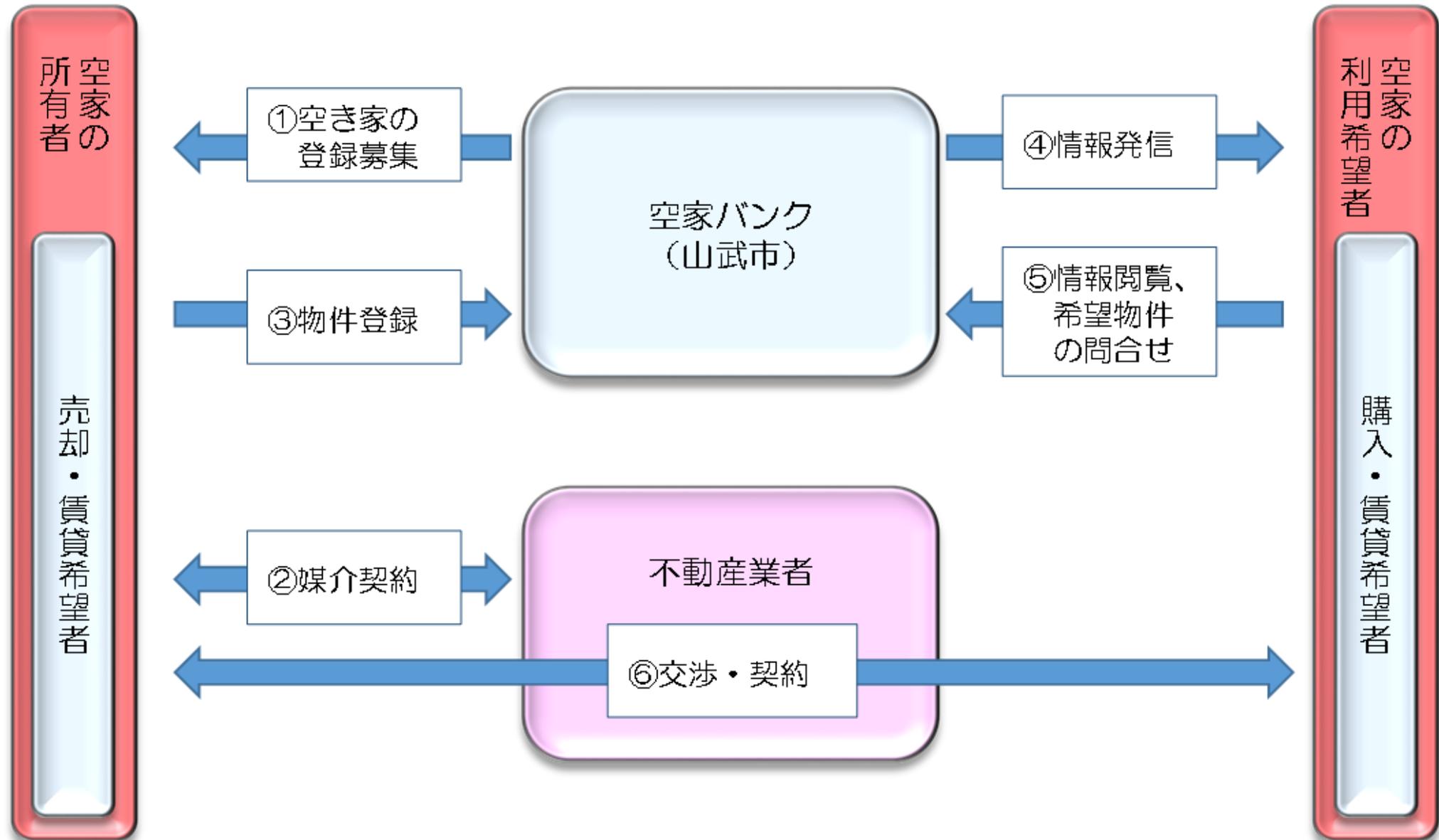
方針 2 管理不全の解消

方針 3 活用・市場流通の促進

◎特定空家等への対応の流れ

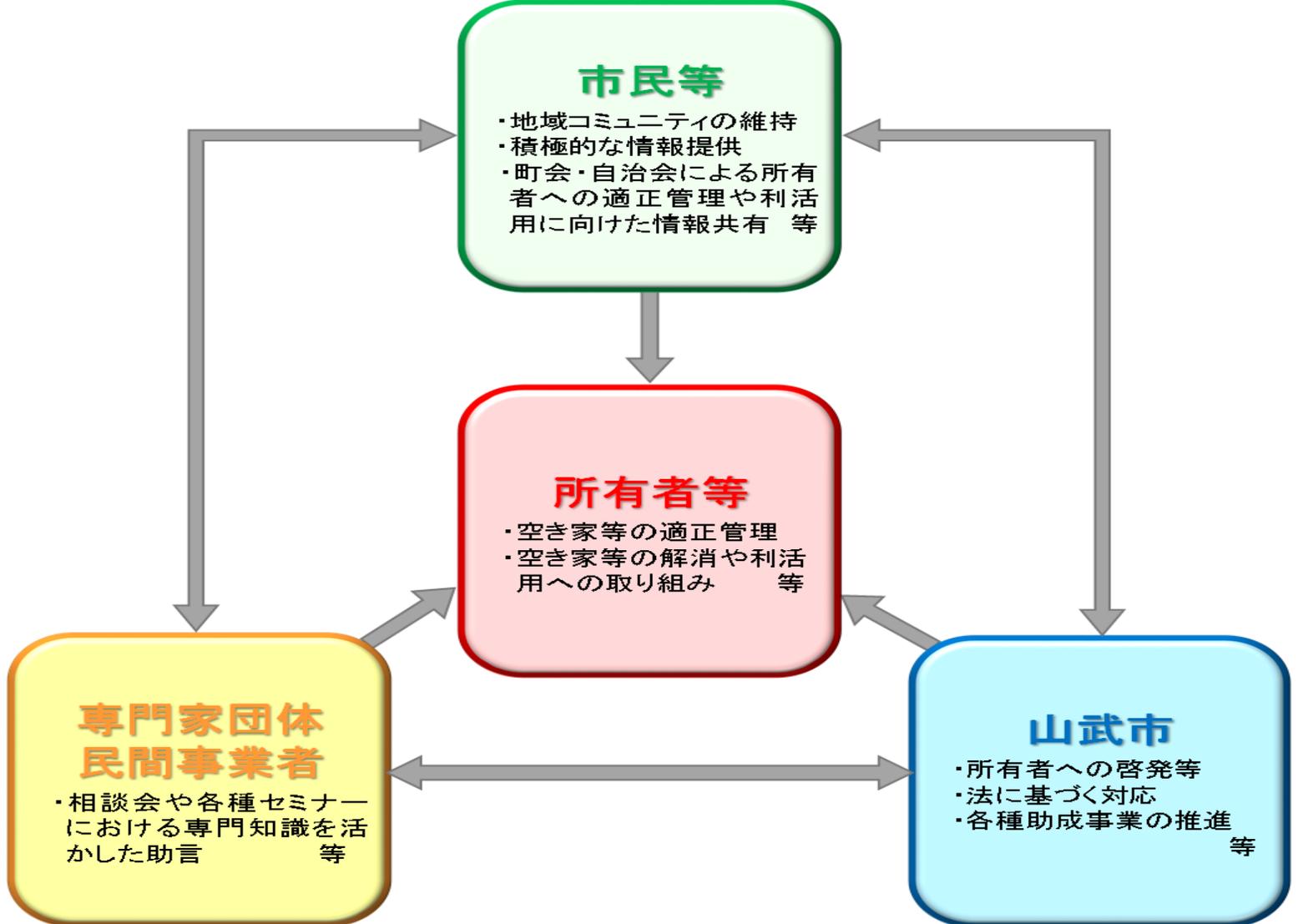


空家バンク制度の概要



第5章 实施体制

◎対策の実施体制



◎各主体の役割

【山武市空家等対策協議会】

本協議会は、法第7条に基づき設置するもので、委員は市長のほか、地域住民、市議会議員や法務、不動産、建築、福祉などに関する学識経験者等で構成されます。

所管事務については、本計画の作成及び変更に関する協議のほか、本計画の実施に関する方針や判断に係る協議を行います。

◎各主体の役割

■ 協議会における調査・審議事項

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策計画の実施に係る次に掲げる事項に関すること。
 - ア 特定空家等の判断に関すること。
 - イ 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
 - ウ 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

◎各主体の役割

【山武市空家等連絡調整会議】

空家等がもたらす問題は、防災、衛生、景観など多岐にわたることから、空家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには、関係部署が連携して対応することが重要です。このため、空家等対策を推進するため山武市空家等連絡調整会議を設置します。

◎各主体の役割

【山武市空家等連絡調整会議】

担当課
財政課
企画政策課
課税課
わがまち活性課
環境保全課
都市整備課
学校教育課
土木課
農林水産課
市民課
消防防災課